

三原薬剤師会は、災害発生時等において三原市と連携し医療救護活動を行います

三原薬剤師会は、三原市と令和3年3月31日付で災害時の医療救護活動に関する「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結しています。

その協定に基づき三原薬剤師会は「一般社団法人三原薬剤師会における災害時の医療救護に関する薬剤師班の活動計画」を作成し、災害医療救護対策本部の設置、対策本部の構成、対策本部構成員の職務、薬剤師班の派遣、薬剤師班の編成、災害時の連絡窓口、薬剤師班の業務などを定めています。

会員薬局、会員薬剤師は、災害時には本部長の指揮のもとに、三原市、三原市医師会、三原市歯科医師会、広島県薬剤師会、その他関係者と連携し活動する体制とします。

令和6年5月22日  
一般社団法人三原薬剤師会  
会長 森広 亜紀